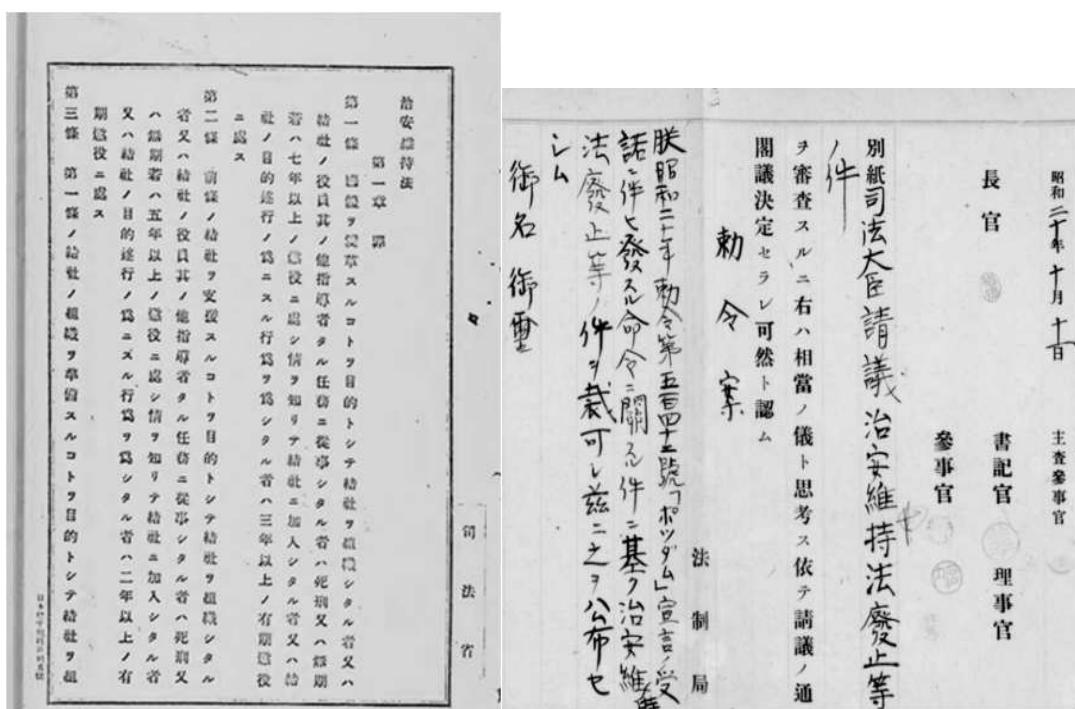
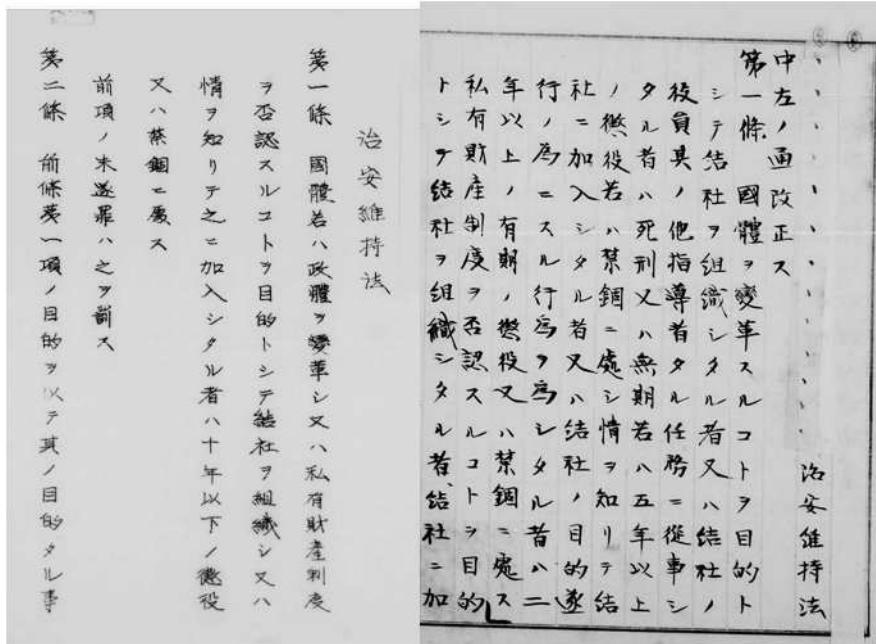


治安維持法とは何か

2025.12.6 萩野 富士夫

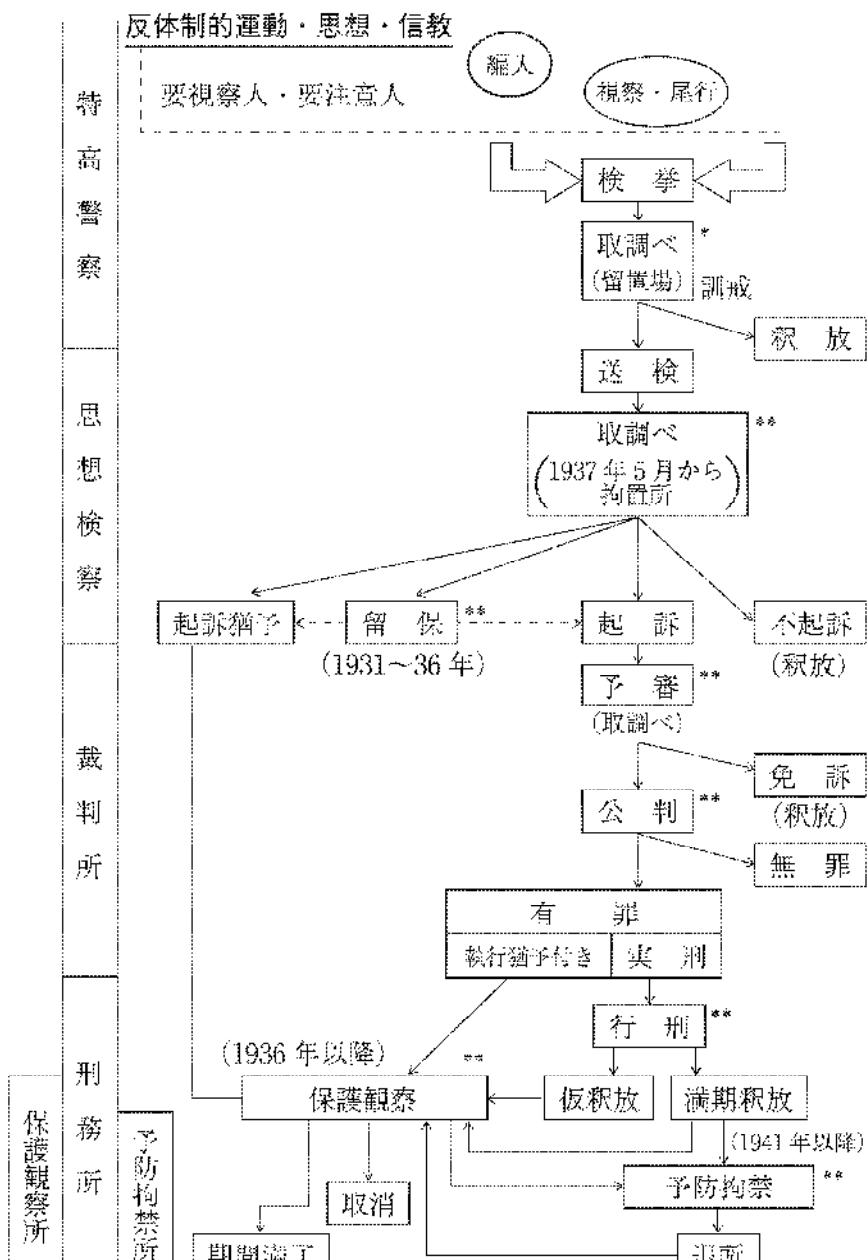
はじめに 「新たな戦前」から「新しい戦中」前夜へ

1 治安維持法の悪法性とは何か (国立公文書館所蔵「公文類聚」)



- ・治安維持法の司法処分全般を視野に
 検挙——起訴——予審——公判——行刑——（保護観察———予防拘禁）
 特高警察——思想検察——裁判所——刑務所——（思想犯保護観察所——予防拘禁所）

【思想犯罪「処理」の流れ】



* 肉体的・精神的拷問および「転向」への誘導

** 「転向」への誘導

表1 日本国内における治安維持法の適用状況

	検挙数	起訴（起訴率）	起訴猶予	留保処分
1928	3426	525 (15%)	16	-
1929	4942	339 (7%)	27	-
1930	6124	461 (8%)	292	-
1931	10422	307 (3%)	454	67
1932	13938	646 (5%)	774	717
1933	14622	1285 (9%)	1474	1016
1934	3994	496 (12%)	831	626
1935	1785	113 (6%)	269	186
1936	2067	158 (8%)	328	56
1937	1313	210 (16%)	302	-
1938	982	240 (24%)	382	-
1939	722	388 (54%)	440	-
1940	817	229 (28%)	315	-
1941	1212	236 (19%)	355	-
1942	698	339 (49%)	548	-
1943	600	224 (37%)	310	-
1944	501	248 (50%)	160	-
1945 (5月まで)	109	106 (97%)	39	-
合計	68274	6550	7316	2668

出典：1928年から1936年までは『治安維持法関係資料集』第2巻

1937年から1945年5月までは同第4巻より作成

・植民地朝鮮・台湾、傀儡国家「満洲国」でのより苛酷な運用

検挙から起訴、公判、受刑に至るあらゆる段階で日本国内より苛酷な運用

重い司法処分 執行猶予付（日本国内）→実刑（植民地）など 2,3割重い

死刑 日本国内：無（判決の最高量刑は無期懲役、ただし警察内での拷問死多数）

朝鮮：数十人（併合罪多数） 台湾：少なくとも2人

「満洲国」：治安維持法のみでも約2000人と推測（飯守重任供述）

共産主義運動・民族独立運動への弾圧・取締り



朝鮮『開闢』64 (1925. 12)



拷問図 東港鳳山事件 国家發展檔案管理局（台北）

表2 朝鮮治安維持法違反事件累年別人員表

種別 年度	検事局 受理人員	左欄の内			
		起訴	起訴猶予	起訴中止	不起訴
1925	88	33	2	35	18
1926	380	161	41	64	131
1927	279	135	1	81	54
1928	1418	496	60	253	391
1929	1282	447	52	246	465
1930	2133	558	71	886	497
1931	1755	651	151	306	567
1932	4393	1022	1110	642	1145
合計	11728	3501	1488	2513	3248
1933	2039	543	678		
1934	2067	520	706		
1935	1696	478	661		
1936	667	246	238		
1937	1228	413	573		
1938	987	283	348		
1939	790	366	163		
1940	286	141	72		
総計	20741	6172	4831		

出典：1925～1932年までは拓務省管理局「改正治安維持法案参考資料」（1934年2月）

『治安維持法関係資料集』第2巻

1936～40年 朝鮮総督府「思想犯保護観察制度実施ノ状況」（1941年12月）第3巻

表3 台湾における治安維持法違反処分者調

区分 年度	警察・検察局						予審		死亡	摘要
	検挙 総数	法院 送致	予審 請求	起訴 猶予	起訴 中止	不起 訴	予審 免訴	公判 請求		
1926	1	1	1	-	-	-	-	1	-	
1927	85	50	28	-	7	14	21	7	1	
1928	81	42	19	-	4	19	1	18	1	
1929	2	2	-	-	-	2	-	-	-	
1930	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
1931	158	124	60	7	13	48	-	46	3	予審中 12
1932	310	154	87	4	1	60	-	3	2	予審中 82
1933	6	5	-	-	-	2	-	-	1	検察局捜査中 2
1934	158	25	-	-	4	-	-	-	-	取調中
計	701	403	195	11	29	145	22	75	8	

出典：拓務省管理局「台湾に於ける思想運動調査資料」（1935年3月、『治安維持法関係資料集』第2巻）

表4 台湾における治安維持法違反人員調

区別 年度	検察官受理人数			起訴	起訴猶予	其他 中止処分	未済
	旧受	新受	計				
1931		86	86	24	1	5	56
1932	56	226	282	55	7	57	163
1933	163	98	261	75	1	55	130
1934	130	2	132	1	47	83	1
1935	1	170	171	6	58	29	78
1936	78	272	350	30	279	38	3
1937	3	21	24	4	14	6	-
1938	-	3	3	1	1	2	-
1939	-	4	4	-	2	2	-
1940	-	141	141	62	10	69	-
計	431	1023	1454	258	419	346	431

出典：「公文類聚」第65編・1941年・第1巻（国立公文書館所蔵）

・「満洲国」(1932.3~45.8) 治安体制

暫行懲治叛徒法・暫行懲治盜匪法の発動 (1932.9~1941.12)

特別治安庭の設置 日系司法官（検事・判事）のみ関与

第一条 高等法院に特別治安庭を設く

特別治安庭は第一審且終審として前条第二項に規程する事件中犯罪の態様、地方の情勢、其の他の事情に因り治安維持上特に重要にして、且急速に処置することを要する事件を処理す

「満洲国」治安維持法 全一一条 1941.12.27 施行

第一条 国体を変革することを目的として団体を結成したる者、又は団体の謀議に参与し、若は指導を為し、其の他の団体の要務を掌理したる者は死刑又は無期徒刑に処す
情を知りて前項の団体に参加したる者、又は団体の目的遂行の為にする行為を為したる者は死刑又は無期、若は十年以下の徒刑に処す

第三条 国体を否定し、又は建国神廟、若は帝室の尊嚴を冒瀆すべき事情を流布することを目的として団体を結成したる者、又は団体の謀議に参与し、若は指導を為し、其の他の団体の要務を掌理したる者は死刑又は六年以上の徒刑に処す
情を知りて前項の団体に参加したる者、又は団体の目的遂行の為にする行為を為したる者は死刑又は無期、若は三年以上の徒刑に処す

「満洲国」治安維持法の暴虐ぶり

飯守重任（司法部参事官）の撫順戦犯管理所での供述（『偽滿傀儡政権』）

「一九四二年四月前後から四五年「八・一五」戦争が終結した三年余りの間、この特別治安廷では熱河省の愛国人民一七〇〇人を処分した。多くは死刑であり、裁判ではかつてない大虐殺を実行した。そして、二六〇〇人以上の愛国人民に無期懲役と二〇年、一五年、八年などの重刑で投獄し、数百人が帝国主義の刑務所内で栄養不良のために死亡した」

板橋潤（錦州高等検察庁書記官）手記「特別治安庭」（撫順戦犯管理所）

「「特別治安庭」が設置され、敗戦に到る期間、死刑にされた中国愛国者の方は一七〇〇名以上、無期及び有期徒刑二九〇〇名以上に達しております、合計四六〇〇名以上の方々の尊い生命を奪って居ります」

・重層的な治安維持法態勢

治安維持法を基軸に、他の治安法令で補完・補強

たとえば戦時下 「組織的」とみなした横浜事件などは治安維持法で

流言蜚語など（戦争への厭戦・非戦的な個人の言動）

軍機保護法（1937年改正）、言論出版集会結社等臨時取締法（1941.12）など

植民地においても 朝鮮：保安法（1907）・制令第7号（1919）、出版関係法令

台湾：治安警察法（1922施行）、出版関係法令

社会運動全般に対する圧力 「法の暴力」の間接的な機能

山川均「暴圧法の思い出——治安維持法と破壊活動防止法」『社会主義』12、1952.5

この種の暴圧法が吾々の運動に加える弾圧の効果は、その法律によって現実に処罰されることよりも、それが常住不斷に脅威をあたえ、運動に干渉圧迫を迎える根拠となるという点にある、ということである。

.....

治安維持法は年じゅうノベツに適用されなかった。この法律のあったころ、私自身は、その適用を受けたのはただ一回である。しかし言論も行動も、手も足も出ぬという程度にまで圧迫された。この圧力のために多くの組合指導者も知らず知らず右の方へと追いかれた。

戦後における治安法制

治安維持法的なものは困難（悪法への反発） 破壊活動防止法（1952）の機能不全

機能的治安法令の活用 刑法、道路交通法、暴力行為等処罰取締法、公安条例……

・治安維持法の威力の震源としての「国体」

1928 三・一五事件 4.10 司法省「日本共産党事件の概要」

「第三インターナショナル日本支部としてわが帝国を世界革命の渦中に誘致し、
金甌無欠の国体を根本的に変革して労農階級の独裁政治を樹立し……国体に関し國
民の口にするだに憚るべき暴虐な主張を掲げ」

田中義一首相声明「事苟^{きんおう}も皇室国体に関しては断乎として仮借するを許さない」

4.14『大阪朝日新聞』社説「かくのごとき計画的行動は我国体の下において断じて容る
すべからざるもの、その未遂と既遂とを問わず、法に照らして厳重に処罰すべきであ
る……国民道徳の淵源もまたここに発し、世界に比類なき貴き美わしき国柄」

日本国内における処断は第一条第一項の「国体」変革に集中

朝鮮・台湾においては「国体」変革=独立運動・思想として処断

「満洲国」の場合、「満洲国の国体変革」により反満抗日運動を弾圧

・治安維持法の「強制道徳律」としての機能

警察・検察での釈放（日本国内：6万人以上+数倍）、起訴猶予、免訴、執行猶予

学校・会社からの放逐 社会からの白眼視

「国体」に歯向かう「不逞の輩」として迫害・疎外 戦後においても

奥平康弘『治安維持法小史』「「国体」観念の大動員」

制定のさい公定された狭義の「国体」、すなわち主権の所在といった憲法上の「国体」観念からはるかに離れ、把えどころのない倫理的・道義的なそれに高められており、思想犯人は単に法的に責任を問われようとしているのみでなく、道義的倫理的な非難のもとに、全人格的に否定されるべきものとして糾弾されている

2 戦時下抵抗と治安維持法による「法の暴力」——京大俳句会事件を例に

1940. 2 平畠静塔（富次郎）、波止影夫（福永和夫）、仁智栄坊（北尾一水）ら 15 人検挙
京都府特高課「其の指導理論は共産主義芸術理論たるプロレタリアリアリズム乃至社会主義リアリズムに在り、且つ支那事変発生後は巧みなる方法に依り反戦思想の宣伝を為しつつある」、「全国に散在せる所謂新興俳句運動の本質を究明し、之が取締の端緒を得る」（『社会運動の状況』1940 年版）

平畠 8 月起訴、12 月京都地裁予審終結 41. 3 懲役二年（執行猶予三年）

「戦利砲寡婦とぼつんと市府の暮」（1937. 5）

「ホスピタル医師は名士となりゆくを」（1936. 1）

・事件フレーム・アップの構図

特高警察の監視 1937 年後半以降

「新興俳句の名の下に俳句の持つ合法性を巧みに擬装し、反戦反ファッショ運動を通じて共産主義思想の普及に狂奔しつつありたる」（『特高月報』1940. 5 月分）

京都地裁検事局思想検事「一見何でもない様に見ゆるもののが、内部に相当突き進んだものを含んで居り、直感的に反戦反軍的なものを感ぜしむると云う様なものが多く見受けられる……戦傷の寂しき姿、戦死者遺家族、特に寡婦の寂しき生活状態、或は下層階級の惨めなる生活状態等を表現して居る」

（「京大俳句」関係事件概要」「太田耐造文書」国立国会図書館憲政資料室）

『京大俳句』第五巻第一二号、平畠「新興俳壇作品の回顧的展望」

リアリズムの主張が「所謂プロレタリアリアリズムに迄進展する所がなく、即ち俳壇に階級的な団体運動にまで到達しなかったと云うのは、一つは世情の而らしめた所もあり、短詩定型の運命でもあり、又新興俳壇作家の無力にも因るものであろう」
平畠の意図

「一般大衆に階級的反戦反軍的意識を浸透せしめ」、総力戦体制進行への不満や批判
フレームアップ 「コミニテルン並日本共産党の目的遂行の為にする行為」ときめつけ
41. 2 司法省刑事局思想部「最近に於ける左翼運動の状況と其の特徴」

日中戦争の長期化 「物資の欠乏、物価の騰貴等漸次深刻化するに至りますと共に、一般国民生活の不安も増大」

新興俳句 「国民生活の不安」や「戦時下の社会風景を素材」として読む

特高や思想検事は嗅覚鋭く襲いかかる

弾圧される側 戦争がもたらす矛盾や歪みを直視し、表現しようとする抵抗の意志
平畠静塔「一貫して真まわっていたことは、私達の心の中に、戦争は嫌だ、軍部は無茶なことをするという反感がまぎれもなく燃えていた事であります。それが……止めようもなく堰を切って溢れてしまった訳であります」

(『「京大俳句」と「天狼」の時代 平畠静塔俳論集』)。
俳句の大衆性 戦争への不満や批判の広がりを警戒、「反戦反軍的意識」として一掃

3 「法の暴力」の普遍性——治安法の比較史

「世界に冠たる」特高警察、「稀代の悪法」治安維持法という常套語句

近現代世界史の観点からの再検証

・欧米の治安法に学ぶ

1908年5月、外相訓令「無政府主義、社会主義者等取締方に関する法規取調の件」

過激社会運動取締法「立案経過」：「警保局に於ては大正九年来、特に各国に於ける過激主義に関する取締法令の調査を為し」、司法省でも「米国の立法例」調査

日本の治安警察法（1900）、治安維持法（1925）を資本主義形成期、そして第一次世界大戦後の統治様式の再編期という大きな世界史的流れのなかで位置づけ

・欧米治安法の潮流

1921 内務省警保局「外国立法例調査」

1818年「英國刑事誹謗法」～

1890年代から1920年前後の取締法規 無政府主義 ロシア「革命運動」関連
「米国に於ける過激主義運動取締法規」を重視

第一次世界大戦後、「急進過激分子に対する反感」の空気、州法として制定

・イタリアの治安法・体制

1925「秘密結社取締法」、「定期刊行物取締法」

26年「治安維持令」、国家防衛法 ファシズムへの敵対の取締

ファシスト国防特別裁判所の設置：国王ら皇族、首相（ムッソリーニ）の「生命、名誉、もしくは個人的自由にたいして危害をあたえる諸行為」とその教唆や帮助、

「反ファシスト的な主義および綱領の宣伝、あるいは反ファシスト的諸活動」、「國家の利益および安全を危険におとしいれる可能性のある諸活動」などを裁く

32年までの間に死刑7人、10年以上の禁錮257人、10年以下の禁錮1360人

「犯罪者」の検挙・送致 秘密警察OVRA

・ドイツの治安法・体制

ワイマール憲法第48条第2項：「独逸共和国内に於て公共の安寧秩序が著しく毀損せられ、若は毀損せらるる虞れある場合、共和国大統領は公共の安寧秩序を恢復する為め必要なる処分を為すことを得」

→22国家防衛の目的で「共和国擁護法」制定施行

32「無神、共産団体の解散に関する大統領令」、「治安維持に関する大統領令」

ヒトラー 33年2月1日ラジオによる施政方針演説「共産主義の妄想は……吾が国民を、終局的に荼毒し破壊し尽さんとしている」、「十四年間のマルクシズムは独逸を破壊した。一年間のボウシェビズムは独逸を滅亡せしめ終るであろう」

国会議事堂放火事件 「民族と国家防衛のための緊急令」（全権委任法）

7月「政党組織禁止に関する法律」

共産党員の大量検挙、7月までに検挙・検束者2万6千人以上

ゲシュタポ ヒムラー、ハイドリヒ ダッハウ強制収容所などに送り込む

思想検事西ヶ谷徹：「独逸に於ては、罪刑法定主義の「法なければ刑なし」の原則の代りに「刑せられざる罪なし」の原則が登場している」（『戦時独逸の警察』）

・中国の治安法・体制

1925年「共産党取締暫行条例」制定・施行

27年「反革命罪条例」：「凡て国民政府を転覆し、又は国民革命の権力を倒壊する目的を以て各種の敵対行為をなし、外力を利用し、又は軍隊と結束し、若は金銭を使用して国民革命の政策を破壊したる者は總て反革命行為」、「首魁は死刑」などの厳罰

28年「暫行反革命治罪法」：「中国国民党及国民政府の覆顛を図り、又は三民主義を破壊して暴動を起したる者」、「首魁 死刑」

27年3月～8月「暫行反革命治罪法」殺害 29430人、負傷 33000人、「逮捕」23,500人、

28年「共産党人自首法」

29年「反省院条例」

31年「暫行反革命治罪法」廃止、「危害民国緊急治罪法」公布施行

「民国を危害する目的」で「一、治安を擾乱したる者 二、外国と私通し、治安を擾乱せんことを謀りたる者 三、叛徒と勾結して治安を擾乱せんことを謀りたる者」

33年～34年 C・C団による逮捕虐殺 4500人

36年「治安維持緊急弁法」

一、秩序を攪乱、暴動を煽動、交通を破壊し、又は其他国家を危害するの事変發生した時は公安の責任を負う軍警は武力或は其他有効の方法を以て制止するを得

二、文字・図画・演説其他の方法を以て前項の犯罪を宣伝する者に対しては、其場にて逮捕し得、又必要の時は武力其他有効の方法を以てその抵抗を排除し得

37年「危害民国緊急治罪法」修正

・第二次世界大戦後の東アジアの治安法

日本

1949 ポツダム政令 団体等規正令 在日本朝鮮人連盟の解散

52 破壊活動防止法 「治安維持法の再来」という反対運動のブレーキ

本来の「反暴力主義」的団体の解散という第一条の目的は未達成のまま

韓国

48年李承晩政権 「国家保安法」制定・施行

日本の治安維持法を焼き直し、アメリカ主導の反共政策

「反国家団体を構成すること、あるいは反国家団体の目的遂行のためにある種の行為を行なうこと、その宣伝、煽動を行なうこと、あるいはその未遂、予備、陰謀など」処罰

49年中 11万8621人の検挙、50年1月～4月 3万201人の検挙

61年「反共法」 国家保安法の処罰範囲や対象、量刑を大幅に拡充

75年「社会安全法」 予防拘禁

台湾

1947年の二・二八事件での白色テロ

49年台湾省戒厳令

50年代「少なくとも5000人もが殺害され、8000以上の本省人、外省人の「共匪」

(中国共産党员)、爱国知識分子、文化人、労働者、農民が一〇年以上の懲役か、無期懲役で獄に繋がれたとされる」

戒厳令時代 政治的迫害事件 約2万9000件、14万人関与 3,000人から4,000人が処刑

87年戒厳令撤廃 「動員戡乱時期国家安全法」制定・施行

・「法の暴力」の普遍性

ファシズム国家群のなかで日本は独・伊とも異なった治安体制

「思想検察」の機能・役割 ゲシュタポなどは検察や裁判という司法処分抜きで処罰 東アジアの国家群

日本・中国（中華民国期）における治安体制の連続性

韓国・台湾における強力な治安体制の構築 植民地統治を支えた治安維持法の残滓

4 「法の暴力」をほしいままにした治安維持法は、なぜ猛威を振るいえたのか

・「国体」はなぜ、どのようにその「魔力」をもちえたのか

丸山真男「日本の思想」『岩波講座 現代思想』11、1957.11『日本の思想』へ

「國体」という名でよばれた非宗教的宗教がどのように魔術的な力をふるったかという痛切な感覚は、純粹な戦後の世代にはもはやないし、またその「魔術」にすっぽりはまってその中で「思想の自由」を享受していた古い世代にももともとない。しかしその魔術はけっして「思想問題」という象徴的な名称が日本の朝野を震撼した昭和以後に、いわんや日本ファシズムが狂暴化して以後に、突如として地下から呼び出されたのではなかった。日本のリベラリズムあるいは「大正デモクラシー」の波が思想界に最高潮に達した時代においても、それは「限界状況」において直ちにおそるべき呪縛力を露わしたのである。

・「国体」の魔力の発揮

人々はどのように「国体」を畏怖し、呪縛され、恭順し、動員を強制されていったのか
「建国以来の歴史と伝統とにより培われた我七千万国民の信念」という国体を源とする「八紘一宇」：「東亜新秩序」、さらに「大東亜新秩序」の建設
その建設のためのアジア解放の「聖戦」の理念・大義

おわりに 「治安維持法現代版」（奥平康弘）への欲求の具体化へ

・「悪法もまた法なり」 歴史的には「悪法は法にあらず」から「悪法もまた法なり」へ

中曾根康弘（三木内閣期の自民党幹事長） 1975.12NHK「国会討論会」

「治安維持法の話が出たが、不満な法律であっても法律としてあるからには守らなければならない」（山本英典・内中偉雄『中曾根康弘研究』、1976）

現在の政府の立場 2017.6 金田勝年法相

「治安維持法は当時、適法に制定されたものでありますので、同法違反の罪にかかります、拘留・拘禁は適法でありまして、また、同法違反の罪にかかる刑の執行も、適法に構成された裁判所によって言い渡された有罪判決に基づいて、適法に行われたものであって、違法があったとは認められません」

謝罪や実態調査も否定 悪法という認識さえ拒否

- ・参政党「新日本憲法（構想案）」（2025.5）とスパイ防止法案の意図

治安維持法肯定論：「悪法だ、悪法だっていうけど、それは共産主義者にとって悪法でしょうね。共産主義を取り締まるためのものですから。だって彼らは皇室を打倒し、日本の国体を変えようとしていたからです」（2025.7 参議院選挙中の演説）

前文

日本は、稲穂が実る豊かな国土に、八百万の神と祖先を祀り、自然の摂理を尊重して命あるものの尊厳を認め、徳を積み、文武を養い、心を一つにして伝統文化を継承し、産業を発展させ、調和のとれた社会を築いてきた。

天皇は、いにしえより國をしらすこと悠久であり、国民を慈しみ、その安寧と幸せを祈り、國民もまた天皇を敬慕し、國全体が家族のように助け合つて暮らす。公権力のあるべき道を示し、國民を本とする政治の姿を不文の憲法秩序とする。これが今も続く日本の國體である。

國民の生活は、社會の公益が確保されることによつて成り立つものであり、心身の教育、食糧の自給、国内産業の育成、國土と環境の保全など、本憲法によつて権利の基盤としての公益を守り、強化する。

また我が國は、幾多の困難を乗り越え、世界に先駆けて人種の平等を訴えた國家として、先人の意思を受け継ぎ、本憲法によつて綜合的な國のまもりに力を尽くし、國の自立につとめる。あわせて、各國の歴史や文化を尊重して共存共榮を実現し、恒久の平和に貢献する。

日本国民は、千代に八千代に繁栄を達成し、世界に真の調和をもたらすことを宣言し、この憲法を制定する。

- ・「機能的治安法令」の整備完了へ 具体的な運用を準備している段階

スパイ防止法案の現実化 「極端な思想」の選別・排除を目的に

- ・「国体」に代わるもの 「公共の福祉」から「民主主義」擁護のために

2024.12 尹錫悅大統領「自由憲政秩序を守り抜くため」を名目、「自由民主主義体制を否定または転覆を企図するすべての行為を禁止」(戒厳司令部布告令第1号)

2012 自民党の憲法草案第98条：内閣総理大臣は「我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害」などにおいて「緊急事態の宣言」を発する

- ・いまこそ、「悪法もまた法なり」から「悪法は法にあらず」へ 悪法の廃止へ